マイナンバーカード総合サイト (kojinbango-card.go.jp)



しぜい こくみんけんこうほけん こくみんねんき 市税・国民健康保険・国民年気

それから、住民登録している 外国人は、国民健康保険などの 健康保険に かならず 入って、 保険料を払わなければなりません。

(1)市税[市に 払う 税金]

市民税課、固定資産税課、納税課

●市税 [市に 払う 税金]について 【質問が あるとき⇒市民税課、固定資産税課】 ためんぜい じゅうみんぜい 市民税(住民税)は 所得[もらった給料などの 金額]によって 税金が いくらか 決まります。 前の年 の 所得で 決まった税額を、1月1日に 住所が あった市に 払います。 給料から 税金を 払って いない人に、熊本市が 毎年6月 納税通知書[税金を 払う お知らせ]を 送ります。(会社が、 毎月の きゅうりょう じゅうみんざい ひ はら ほうほう といまなく ぜい くに はら 払わなければなりません。 給料から 住民税を 引いて 払う方法もあります。) 所得の 税は、 国にも 払わなければなりません。 じゅうみんぜい としょう いえ も しょうかんばい としょいしょんぜい としょいかくぜい けいりどうしゃ 住民税のほかに、土地や 家などを 持っているときは 固定資産税・都市計画税、 軽自動車や バイクを 持っているときは 軽自動車税、を 払わなければなりません。

●市税の 払い方 【質問が あるとき→納税課】

市税は、下↓の方法で 払います。 払う期限[払うことができる 最後の日]が あります。 期限までに 払わなかったら、※払う お金が 増えます。※税金といっしょに 延滞金も 払わなければなりません。

^{ほうほう} 方法	せつめい 説明
のうふしょばら 納付書払い のうぶは書を使ってお金で 納付書を使ってお金で 払う 方法	○銀行や 郵便局などの 窓口で 払うことができます。 ○バーコードがある納付書は、期限[払うことができる 最後の日]の ************************************
こうでありかえ 口座振替 [あなたの製造さらで かねたりとう お金を 自動で 送ります]	またべち 銀行や 郵便局などの 窓口、またはインターネットで もう 申し込むことができます。
クレジットカード	スマートフォン、タブレットなどからクレジットカードで払うことができます。 ※QR コードがある納付書が 必要です。
スマートフォン決済アプリ	スマートフォン、タブレットなどからスマートフォン決済アプリで払うことができます。 ※QR コードがある納付書が必要です。

●加入[入り方]について【質問が あるとき⇒区役所区民課】

国民健康保険は、みんなが 保険料[お釜]を払って、病気やけがのとき、病院で、少しの お釜で 病気や けがを 治すためにあります。 会社で、自分、または 家族の 健康保険に 入っている人と 生活保護を 受けている人 以外は、 みんな 国民健康保険に 加入し[入ら]なければ なりません。 後期高齢者医療制度は、高齢者が 変心して 病院などに 行くための 制度です。75歳の誕生日から、みんな 国民健康保険や 社会保険を やめて、後期高齢者医療制度 加入します。 また、65歳以上で 節がいを 持っている人は、 申請[申し込み]すると 加入できます。

●給付[お金を もらうこと]について【質問が あるとき⇒区役所区民課】

●特定健康診査【質問が あるとき→国保年金課】

国民健康保険に 加入している[入っている] 40歳から 74歳の人は、 病気を見つけたり、 でおうまで、 病気に ならないように するための 健康診断を 安く 受けることができます。 また、後期高齢者医療保険に 加入している[入っている]人は、※生活習慣病や フレイルに ならないための 後期高齢者健診と 歯科口腔健診(歯の 検診)を 安く 受けることができます。 といかこうないできない をある 後期高齢者健診と 歯科口腔健診(歯の 検診)を 安く 受けることができます。 といかこうないできます。 ならない ための 後期高齢者健診と 歯科口腔健診(歯の 検診)を 安く 受けることができます。 といかこうないがたびょう とうにょうびょう こうけつあつしょう ししついじょうしょう びょうき どちらの健診も 受診券が 必要です。 ※生活習慣病:糖尿病・高血圧症・脂質異常症などの病気

●保険料[保険のために 払うお金]と 払い方【質問が あるとき→国保年金課】

国民健康保険料は、加入する[入る] 人数と 前の年の 所得額[もらった 治料などの 金額] によって、 ※世帯 すつ 保険料が 決まります。 毎年6月に、熊本市が 納付通知書[保険料を 払う お知らせ]を 送ります。 後期高齢者医療の保険料は、一人ずつ 払います。毎年7月に、熊本市が 納付通知書[保険料を 払う お知らせ]を 送ります。 送ります。 保険料が ないます。毎年7月に、熊本市が 納付通知書 [保険料を 払う お知らせ]を 送ります。 保険料が ない方は、納付通知書を使って、銀行や郵便局の 窓口で払うだけじゃなくて、 口座振替[銀行口座から お金を 首動で 送ります]も できます。国民健康保険料は、 期限[払うことができる 最後の日]の 前なら、コンビニでも 払うことができます。 ※世帯:いっしょに 存んで お金を いっしょに 使っている 家族などのグループ

- こくみんねんきん くゃくしょ くみんか (3)国民年余 区役所 区民課

●国民年金について【質問が あるとき**→区役所区民**課】

国民年金は、国の 年金です。20歳から 60歳までの 人が、国民年金に 加入し「入って」、お金を払います。会社で 働いていて、戸生年金保険に 加入している人は、国民年金に 加入しなくてもいいです。年を とったときや、障がい者に なったとき、生活の お金を もらうことができます。 国民年金の 加入は、区役所の 区民課で できますが、 お金を もらうときは、年金事務所に行かなければならないときがあります。

●国民年金保険料「払うお金」【質問が あるとき●区役所区民課】

国民年金の保険料は、一か月17,000円ぐらいです。 <u>お金が あまりなくて、保険料を 払うことが</u>できない人は、申し込んだら、保険料を 払わなくても よくなったり、あとで 払うことができる 制度があります。



がくせい がくせいのうふとくれいせいど 学生は、「学生納付特例制度」があります(<u>留学生も 使うことができます)</u>

「学生納付特例制度」は、国民年金に 入っている 学生で、 お金が あまりない場合、 もうし込んだら 保険料を あとで 払うことができる 制度です。

がくせいのうぶとくれいせいど 「学生納付特例制度」の もうし込みに 必要なもの

- (1)基礎年金番号通知書、年金手帳(年金番号がわかるもの)
- (2)学生証、在学証明書など(あなたが学生だとわかるもの)
- (3)委任状(あなたのかわりに ほかの人が 申し込む場合)

こ そだ きょういく **3 子育て・教育**

(1)親子(母子)健康手帳 [妊娠したら もらう 小さいノート] と 妊産婦健康相談 [お母さんのための 健康の相談] 区役所 保健こども課

●区役所に 妊娠したことを 伝えて、親子(母子)健康手帳を もらいます

妊娠したら、病院で もらった「妊娠届出書」を、区役所の 保健こども課に 出して、親子(母子)健康 手帳を もらってください。

親子(母子)健康手帳は、お母さんと 禁ちゃんの 健康に 必要な 検査や 健診、※<u>予防接種</u>の 結果を書きます。 また、妊娠や 育児[子どもを 着てること]で 注意することや 大切なポイントが 書いてあります。どんな予防接種をしたか は、小学校に 入った あとも 必要な 情報ですから、なくさないように してください。 ※<u>予防接種</u>: 端鏡に ならない ための 謹射

親子(母子)健康手帳を もらうとき、妊産婦健康相談[お母さんのための 健康の 相談]を します。 いつ、どこで、するかは、区役所の 保健こども課に 聞いてください。

妊産婦健康相談では、妊娠から 出産、育児の相談や どんな食べ物を 食べたら いいかの相談、 生歯の相談を することが できます。 このほかにも、幼児健診(1歳6か月の健康診査、3歳の健康診査)、 育児相談などがあります。 いつ、どこで、するかは、区役所の 保健こども課に 聞いてください。

(2)ひまわりカード [0歳から中学3年生までの 子ども 病院の お金が 少なくなります] じょうてまて [0歳から中学3年生までの 子どもが いる人は お金を もらうことができます] 「位置手当 [0歳から中学3 年生までの 子どもが いる人は お金を もらうことができます] 区役所 保健こども課

●ひまわりカード

ひまわりカードが あったら、0歳から中学3年生までの 子どもが 病院に 行ったとき、病院に 払う お金が 少なくなります。 ひまわりカードを もらうためには、 手続きが 必要です。

手続きに 必要なもの | ○子どもの 健康保険証

【払う お金】